

平成28年 藤枝市議会11月定例会

総務文教委員会委員長報告書

(議案審査)

平成28年11月22日

[本 会 議]

総務文教委員会に付託されました、議案3件の審査の経過と結果について、主な質疑を中心に御報告いたします。

はじめに、第65号議案「藤枝市議会議員の 議員報酬 及び 期末手当の支給 並びに 費用弁償条例の 一部を改正する条例について」、申し上げます。

質疑もなく、採決の結果、全会一致で、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、第66号議案「特別職の職員の 給与に関する条例の一部を改正する条例について」、申し上げます。

一委員より、「特別職及び職員の期末勤勉手当の上昇分はどのくらいか伺う。」という質疑があり、

これに対して、「特別職4人分の期末手当の増は、全体で年間34万円5千円である。職員の勤勉手当の増は、全体で年間2,270万円で、1人当たり平均3万1千円程度である。」という答弁がありました。

このほか特にご報告いたす質疑もなく、採決の結果、全会一致で、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

最後に、第67号議案「藤枝市職員の 給与に関する条例の一部を改正する条例について」、申し上げます。

はじめに、「今回の扶養手当の額を決めた根拠を伺う。」という質疑があり、

これに対して、「藤枝市は15万人未満の自治体のため、人事委員会が設置されていないので、人事院勧告に準拠して手当の額を決定した。近隣市についても、同様の改訂を行う予定と聞いている。」という答弁がありました。

次に、「今回の改正により、将来的に配偶者の扶養手当がなくなる職員はいるか伺う。」という質疑があり、

これに対して、「今回の改正は、配偶者の扶養手当を原資として、子どもの扶養手当を手厚くするものであるが、最終的に配偶者の扶養手当を6,500円とするものであり、手当がなくなる職員はいない。」という答弁がありました。

このほか特にご報告いたす質疑もなく、採決の結果、全会一致で、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告いたします。